

定 款

一般社団法人日本ユマニチュード学会

2019.07.01 設立

2019.10.08 改訂

2022.9.25 改訂

一般社団法人日本ユマニチュード学会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本ユマニチュード学会と称し、英文では、Japan Humanitude Association（略：JHA）と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都目黒区に置く。

2. この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。これを変更又は、廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、SAS Humanitude 社（本社:フランス共和国、法定代理人：Yves Gineste/イヴ・ジネスト）との連携の下、ユマニチュード倫理憲章に基づき日本において広くユマニチュードの哲学・技法の研究と普及に携わる者を組織し、ユマニチュードに関わる研修プログラムや認証施設制度等の日本への最適化ならびに教育・研究活動を行い、ユマニチュードの普及・浸透を通じて全ての人の自律が尊重される社会の実現に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1). ユマニチュードの調査・研究
- (2). 研究の奨励及び研究業績の表彰
- (3). 学術大会、学術講演会等の開催
- (4). 国際的な研究協力と交流の推進
- (5). ユマニチュードの普及、浸透のためのガイドライン等の制定
- (6). ユマニチュードの講座・研修事業の日本最適化と監修
- (7). 認定インストラクターの育成、継続学習制度の企画
- (8). ユマニチュードの資格認定事業
- (9). ユマニチュードの認証施設認定事業
- (10). 講演、セミナー、イベント等の実施・協力
- (11). 関連の書籍、映像並びに教材等の制作・販売
- (12). ユマニチュードの広報活動
- (13). 会員との定期的な情報共有
- (14). フランス SAS Humanitude 社及び他国のユマニチュードに関する組織との連携・交流
- (15). その他、この法人の目的達成に必要な一切の事業

2. 前項の事業は、本邦及び SAS Humanitude 社の求めに応じて海外において行うものとする。

(事業年度)

第 5 条 この法人の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり翌年 6 月 30 日に終わる。

第 3 章 会員

(会員の構成)

第 6 条 この法人の会員は、次の 4 種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した、この法人指定の研修に参加し参加証を取得した者、又はこの法人の理事・監事の推薦を受けた者、並びにこの法人の認定インストラクター等この法人の認定する資格取得者。

(2) 市民会員

この法人のユマニチュードの目的に賛同して入会した個人。

(3) 専門職会員

(学生) この法人のユマニチュードの目的に賛同して入会した専門教育課程在籍学生（看護学・医学・介護・福祉・その他）。

(一般) この法人のユマニチュードの目的に賛同して入会した専門職従事者（医療・介護・看護・福祉・研究職など）。

(4) 賛助会員

この法人の活動とユマニチュードの普及・支援に賛助するために入会した個人又は団体。

(5) 認証（準備）会員

ユマニチュード認証制度を取得し（もしくは取得準備中で）、この法人の活動と連携してユマニチュードの普及・浸透に取り組むために入会した団体。

2. 本章の会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める会員に関する規程（以下「会員規程」という。）による。

(入会)

第 7 条 会員として入会しようとする者は、会員規程に基づきこの法人のウェブサイト等で申し込むものとする。

2. その他入会に関する必要な事項は、会員規程による。

(会費)

第 8 条 会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、会員規程において定める会費を支払わなければならない。

2. 前項の会費については、その 2 分の 1 以上は、公益目的事業のために、残余は、その他の事業及び管理費用のために充当するものとする。

3. その他会費に関する必要な事項は、会員規程による。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が、次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 2年間分以上会費等を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正会員の同意があったとき。

(任意退会)

第10条 会員は、会員規程に基づきこの法人のウェブサイト等での退会手続により、任意にいつでも退会することができる。

2. その他退会に関する必要な事項は、会員規程による。

(除名)

第11条 第6条第1項第1号、第2号及び第3号の会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則、規程、ガイドライン、マニュアルに違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2. 賛助会員が前項各号の一つに該当する場合には、理事会の決議に基づき、除名することができる。この場合、その賛助会員に対し、理事会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、理事会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

3. 前2項により除名の決議がされたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2. この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2. 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の総額並びにその支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
 - (5) 入会の基準並びに会費等の金額に係る定め
 - (6) 会員の除名
 - (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
 - (8) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
 - (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
 - (10) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (11) 前各号に定められるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項
2. 前項にかかわらず個々の社員総会においては、第16条第3項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外は、決議することができない。

(種類及び開催)

第15条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2. 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催する。
3. 臨時社員総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
 - (2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。
4. 前項第2号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て社員総会を招集することができる。
 - (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合
 - (2) 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2. 代表理事は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。
3. 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第18条 社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
 - (5) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
 - (6) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (7) その他法令又はこの定款で定める事項
3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条第1項に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面決議等)

第20条 社員総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面又は法人法所定の電磁的方法をもって議決し、又は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

2. 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は、出席したものとみなす。

3. 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の法人法施行規則第11条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び代表理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(社員総会運営規程)

第23条 社員総会の運営に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める社員総会運営規程による。

第5章 役員

(役員の設定)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上15名以内
- (2) 監事1名以上5名以内

2. 理事のうち、1名を代表理事とする。
3. 代表理事以外の理事のうち、1名以上を法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2. 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. 代表理事をもって会長とし、業務執行理事のうち、1名を副会長、1名以上を専務理事、1名以上を常務理事とすることができる。
4. 監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。又、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

5. 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
6. 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えてはならない。
7. 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

（理事の職務及び権限）

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2. 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会の決議により別に定める理事の職務権限に関する規程による。
3. 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第27条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行の状況を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べることができる。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内にその請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

2. 監事の監査については、法令及びこの定款によるほか、監事全員により別に定める監事監査規程による。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事若しくは監事が欠けた場合又は第24条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第30条 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いを社員総会において別に定める総額の範囲内で、報酬規程に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(名誉会長及び顧問)

第31条 この法人に、名誉会長及び顧問を若干名を置くことができる。

2. 名誉会長及び顧問は、学識経験者の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。
3. 名誉会長及び顧問は、代表理事の諮問に応え、理事会において意見を述べることができる。
4. 名誉会長及び顧問には、その職務を行うために要する費用の支払いを理事会において別に定める総額の範囲内で報酬規程に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第32条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2. 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。
3. 前2項の取扱いについては、第44条に定める理事会運営規程による。

(責任の免除又は限定)

第33条 この法人は、法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）の責任を法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2. この法人は、法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する監事（監事であった者を含む。）の責任を法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
3. この法人は、法人法第115条の規定により非業務執行理事等との間で、同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する旨の契約を理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする

第6章 理事会

(構成)

第34条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 名誉会長及び顧問の選任及び解任
- (5) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
- (6) 規則及び規程並びにガイドライン、マニュアルの制定、変更及び廃止

2. 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
- (6) 第33条第1項及び第2項の責任の免除並びに同条第3項の責任限定契約の締結

(開催)

第36条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2. 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
- 3. 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき。
 - (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第27条第1項5号の規定により、監事から代表理事に招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(招集)

第37条 理事会は、代表理事又は業務執行理事が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2. 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 3. 代表理事又は業務執行理事は、前条第3項第2号又は第4号前段の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所を記載した書面又は理事、監事の承認を得た電磁的方法をもって開催日の5日前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5. 前項の規定にかかわらず理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第38条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第39条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるができない。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第41条 理事、監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果その他の法人法施行規則第15条第3項及び第4項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した代表理事及び監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(株式の議決権行使)

第43条 この法人が保有する租税特別措置法第40条第1項後段の適用を受けた株式（出資）については、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を得なければならない。

(理事会運営規程)

第44条 理事会に関する事項については、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

第7章 基金

(基金の拠出)

第45条 この法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第46条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が別に定める基金取扱規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第47条 基金の拠出者は、前条の基金取扱規程で定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第48条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第49条 基金の返還をするため、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上するものとし、これを取り崩すことはできない。

第8章 資産及び会計

(財産の種別)

第50条 この法人財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2. 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。
3. その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
4. 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を第4条第1項第1号から第15号までの公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。

(基本財産の維持及び処分)

第51条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2. やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の決議を得なければならない。
3. 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める基本財産管理規程によるものとする。
4. やむを得ない理由により公益目的不可欠特定財産の一部を処分し又は担保に提供する場合には、理事会の決議を経て、社員総会の決議を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第52条 この法人の財産の管理・運用は、代表理事が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第53条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第54条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) キャッシュフロー計算書

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書類については、定時社員総会の承認を受けるものとする。
3. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第55条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、議決に加わることができる理事総数（現在数）の3分の2以上の議決を経なければならない。

2. この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(剰余金の不分配)

第56条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

(会計原則等)

第57条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2. この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

3. 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議より別に定める取扱規程による。

第9章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第58条 この定款は、社員総会における総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2. この法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第59条 この法人は、社員総会における総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第60条 この法人は、法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由により解散するほか、社員総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第61条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に社員総会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは同法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第62条 この法人が解散により清算するとき有する残余財産は、社員総会の議決により、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第10章 委員会

(委員会)

第63条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2. 委員会の委員は、会員及び学識経験者の中から理事会が選任する。
3. 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 1 1 章 事務局

(事務局)

第 6 4 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3. 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める事務局規程による。

(備付け帳簿及び書類)

第 6 5 条 事務局には法令の定めるところにより次の書類を備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 定款
 - (2) 事業報告
 - (3) 事業報告の附属明細書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (7) 財産目録
 - (8) 事業計画書及び収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
 - (9) 監査報告
 - (10) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (11) 理事及び監事の名簿
 - (12) 理事及び監事の報酬等の支払基準を記載した書類
 - (13) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (14) その他法令で定める帳簿及び書類
2. 前項のほか事務局には法令の定めるところにより次の書類を備え置き、それぞれ以下の者の閲覧に供するものとする。
- (1) 議決権の代理行使に係る代理権を証明する書類、議決権行使書面及び電磁的方法による議決権行使に係る記録 正会員
 - (2) 社員総会議事録又は社員総会の決議の省略に係る同意書若しくは同意の電磁的記録 裁判所の許可を得た正会員及び債権者
 - (3) 会計帳簿 総社員の 1 0 分の 1 以上の議決権を有する正会員

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第66条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2. 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第67条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2. 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 公告の方法

(公告の方法)

第68条 この法人の公告は、電子公告による。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第14章 附則

(最初の事業年度)

第69条 この法人の設立初年度の事業年度は、この法人の成立の日から2020年6月30日までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第70条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所 (省略)
氏名 本田美和子

住所 (省略)
氏名 永井美保子

(法令の準拠)

第71条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

2022年9月25日

一般社団法人日本ユマニチュード学会

代表理事 本田美和子